

平成22年度 予算執行状況をお知らせします

【問合せ】 財政課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。今回は平成23年3月31日現在の執行状況についてお知らせします。

歳入

市 税	35億 3,306 万円	35億 7,535 万円	101.2%
地方譲与税	2億 9,743 万円	2億 9,743 万円	100.0%
利子割交付金	1,077 万円	1,077 万円	100.0%
配当割交付金	489 万円	489 万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	187 万円	187 万円	100.0%
地方消費税交付金	3億 2,695 万円	3億 2,695 万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1億 8,224 万円	1億 8,224 万円	100.0%
自動車取得税交付金	6,471 万円	6,471 万円	100.0%
地方特例交付金	6,893 万円	6,893 万円	100.0%
地方交付税	62億 2,963 万円	62億 2,963 万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	380 万円	380 万円	100.0%
分担金及び負担金	1億 3,784 万円	1億 3,180 万円	95.6%
使用料及び手数料	1億 4,155 万円	1億 4,069 万円	99.4%
国庫支出金	28億 2,032 万円	17億 878 万円	60.6%
県支出金	12億 1,366 万円	5億 2,160 万円	43.0%
財産収入	7,825 万円	8,820 万円	112.7%
寄附金	460 万円	451 万円	98.1%
繰入金	4億 8,001 万円	5,830 万円	12.1%
繰越金	6億 5,714 万円	6億 5,714 万円	100.0%
諸収入	4億 199 万円	3億 8,836 万円	96.6%
市 債	19億 6,470 万円	12億 3,490 万円	62.9%

(収入率)

一般会計

歳入 予算現額：186 億 2,431 万円
収入済額：157 億 83 万円 (84.3%)

歳出 予算現額：186 億 2,431 万円
支出済額：147 億 8,824 万円 (79.4%)

歳出

議 会 費	1億 4,908 万円	1億 4,593 万円	97.9%
総 務 費	44億 8,591 万円	28億 5,889 万円	63.7%
民 生 費	41億 1,527 万円	35億 9,362 万円	87.3%
衛 生 費	10億 2,749 万円	7億 4,261 万円	72.3%
農林水産業費	4億 9,304 万円	3億 8,919 万円	78.9%
商 工 費	3億 5,027 万円	3億 3,374 万円	95.3%
土 木 費	16億 1,910 万円	11億 6,480 万円	71.9%
消 防 費	8億 5,432 万円	7億 7,844 万円	91.1%
教 育 費	34億 8,170 万円	27億 7,988 万円	79.8%
災害復旧費	6,750 万円	2,347 万円	34.8%
公 債 費	19億 8,038 万円	19億 7,768 万円	99.9%
予 備 費	25 万円	0 万円	0%

(執行率)

株券	4,420 万円
出えん金	4,442 万円
出資金	5 億 9,322 万円
寄託金	1,868 万円
債権	1,500 万円
合計	7 億 1,552 万円
	※現在高

出資金等の状況

一般会計債	170 億 1,675 万円
下水道事業建設債	60 億 7,239 万円
水道建設事業債	47 億 4,100 万円
合計	278 億 3,014 万円
	※未償還額

※数値は表示単位未満を四捨五入しています

基金の状況

財政調整基金	12 億 5,119 万円
減債基金	4 億 4,195 万円
公共施設整備基金	15 億 7,953 万円
なめがた振興基金	5,586 万円
揚排水施設維持管理基金	8,629 万円
新公共交通運営基金	8,348 万円
地域コミュニティ基金	3,863 万円
行方市ふるさと応援寄附金基金	145 万円
合併振興基金	10 億 210 万円
国民健康保険支払準備基金	1 億 125 万円
介護給付費準備基金	1 億 349 万円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	235 万円
特定環境保全公共下水道事業債償還基金	837 万円
流域関連公共下水道事業債償還基金	835 万円
農業集落排水事業債償還基金	3,954 万円
合計	48 億 384 万円
	※現在高

特別会計・水道事業会計	会 計 名		収 入			支 出		
			予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率
	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		51 億 405 万円	44 億 2,549 万円	86.7%	51 億 405 万円	46 億 7,644 万円	91.6%
	老 人 保 健 特 別 会 計		2,621 万円	2,620 万円	100.0%	2,621 万円	2,620 万円	100.0%
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計		2 億 8,042 万円	2 億 7,291 万円	97.3%	2 億 8,042 万円	2 億 6,931 万円	96.0%
	介護保険特別会計	保 険 事 業 勘 定	28 億 3,826 万円	27 億 8,090 万円	98.0%	28 億 3,826 万円	25 億 312 万円	88.2%
		サ ー ビ ス 事 業 勘 定	831 万円	814 万円	97.9%	831 万円	551 万円	66.3%
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計		4 億 7,927 万円	1 億 7,743 万円	37.0%	4 億 7,927 万円	2 億 4,097 万円	50.3%
	特定環境保全公共下水道事業特別会計		6 億 1,113 万円	4 億 7,744 万円	78.1%	6 億 1,113 万円	4 億 4,476 万円	72.8%
	流域関連公共下水道事業特別会計		3 億 2,777 万円	2 億 9,186 万円	89.0%	3 億 2,777 万円	3 億 71 万円	91.7%
水 道 事 業 会 計	収益的収支	8 億 952 万円	8 億 2,651 万円	102.1%	8 億 952 万円	7 億 6,523 万円	94.5%	
	資本的収支	1,200 万円	1,288 万円	107.4%	3 億 3,370 万円	3 億 1,349 万円	93.0%	

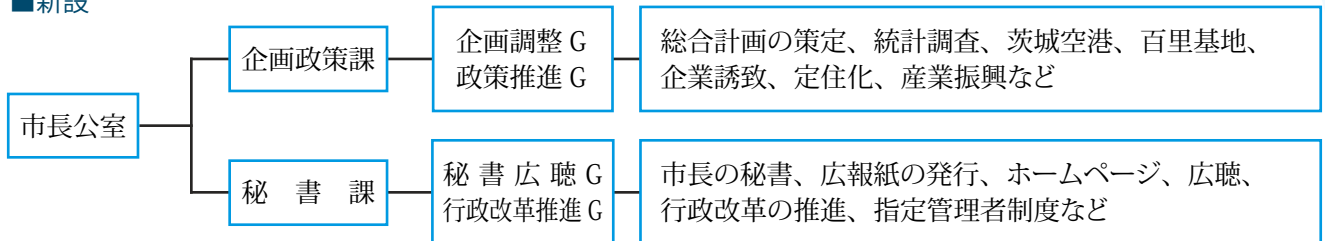
組織機構改革

市では、現在の厳しい財政状況の中、職員数をさらに絞り込まなければならぬことから、退職者数に対し、新規採用を抑制することで職員数を減少させています。加えて、これまで以上に効率的な組織の構築と行政運営が求められます。

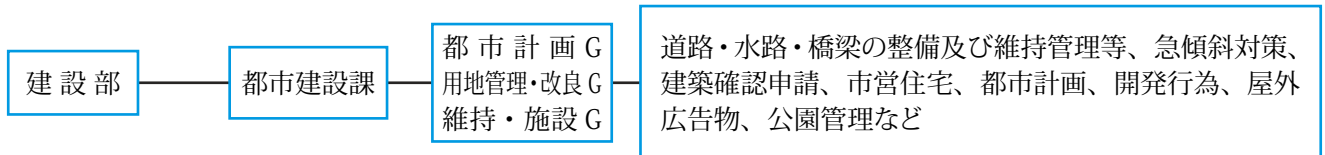
これに対応するため、市長特命事項や重点施策の事業調整・計画推進などの執行体制強化を図るため「市長公室」の新設や業務に関連の深い課の統合（都市計画課と建設課）などを行い、また、重点施策である子育て支援、6次産業推進の室を新設し、組織機構を一部変更しました。

また、東日本大震災に係る「震災証明」の事務を担当する職員を総務課に配置し、麻生庁舎1階相談室内に窓口を開設しました。これからもより一層市民サービスの向上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

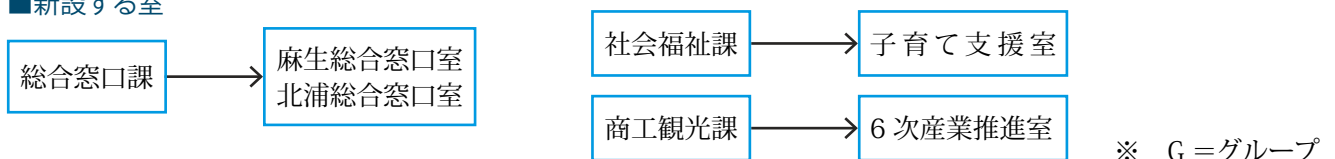
■新設



■統合（都市計画課と建設課）



■新設する室



※ G = グループ

地震被害に伴う麻生庁舎

執務場所変更のお知らせ

麻生第2庁舎（旧庁舎）の一部が破損したことに伴い、同庁舎を執務場所としている財政課（財政G、契約検査G、管財G）、税務課（市民税G、資産税G）の勤務場所を一時的に麻生庁舎敷地内、麻生保健センターに業務を移しました。

なお、管財Gは、総務課から財政課へ移管しました。

市長公室を新設しました

総務部を「市長公室」と総務部に分割し、麻生庁舎2階に、上記のとおり「市長公室」を新設しました。

企画立案機能を集約するため、企画課と政策推進課を統合し、企画政策課を新設しました。同課は、市の重要課題や特命事項の推進、各部署の調整を行います。また、都市計画課にあった企業誘致等の業務を同課に移管しました。さらに、秘書広聴課を秘書課に改め、これまでの秘書広聴業務のほか、行政改革推進に係る業務を移管しました。

行方市職員人事異動 参事級以上

部長級（4月1日付）

▽市長公室長・辺田洋一郎▽保健福祉部長・埴日出男▽経済部長・額賀忠和
会計管理者・関口久男▽議会議務局長・永井新衛

課長級（5月1日付）

【市長公室】▽企画政策課長・高埜栄治▽秘書課長・羽生和弘（4月1日付）

【総務部】▽財政課長・大久保雅司▽総合窓口課長・河野穰（4月1日付）

【保健福祉部】▽健康増進課長・細内好一

【建設部】▽都市建設課長・宮内美佐夫（4月1日付）

【経済部】▽商工観光課長・鈴木賢一▽環境課長・河野俊雄

【教育委員会】▽学校教育課長・永峰英明▽生涯学習課長・額賀修一▽スポーツ振興課長・柳町幸正

【農業委員会】▽事務局長・飯島清

【社会福祉協議会】▽事務局長・山本耕造

参事級（5月1日付）

【市長公室】▽企画政策課参事・久保力

【保健福祉部】▽介護福祉課参事兼地域包括支援センター所長・高柳信哉▽健康増進課参事・池田正夫

【経済部】▽環境課参事兼環境美化センター所長・斉藤誠一

【教育委員会】▽学校教育課参事兼北浦学校給食センター所長・石田泰雄▽学校教育課参事兼学校適正配置推進室長・方波見重徳

新規採用者（4月1日付）

▽関戸清香（総務部税務課主事）▽後藤有美子（保健福祉部社会福祉課主事）

▽本澤舞（経済部農林水産課主事）▽関口喜也（経済部商工観光課主事）▽伊勢山尚（教育委員会学校教育課主事）▽吉田希望（教育委員会生涯学習課主事）

退職者（3月31日付、課長級以上）

▽高野幸男（保健福祉部長）▽中野正史（経済部長）▽平山謙二（議会議務局長）
▽長峯憲男（会計管理者）▽松金将行（総務部企画課長）▽小沼唯男（保健福祉部健康増進課長）

新規採用職員

総務部税務課 関戸清香

私は、総務部税務課市民税グループに配属となり、現在、市民税グループでは、住民税・軽自動車税の納付書発送や、国保税の賦課に向けた準備をしています。

まだまだ業務に慣れず戸惑うことも多々ありますが、先輩方に早くついていけるよう日々勉強していきたいです。

今年は、震災の影響で不安が続く毎日での入庁でしたが、より一層市の発展に尽力していきたいと考えております。どうぞよろしく願っています。



緊張した表情で辞令交付式に臨む6名の新規採用職員

【行方市メールマガジン】

暮らしに役立つ情報をメールでお知らせします！

登録方法は以下のとおりです。

火事情報のメール配信を開始しました

①バーコードリーダーで下記の2次元コードを読み取り、空メールを送信します。



【ご注意】

迷惑メール対策などで、「アドレス指定受信」・「ドメイン指定受信」・「メールフィルター」など、インターネットメールの拒否設定を行っているとう受信できません。設定の変更をお願いします。

②自動登録されたメールアドレスに仮登録メールが届く
仮登録メールは、登録者ご本人であることを確認するために送信します。仮登録メールには、本登録用URLがあります。本登録用のURLにアクセスして本登録を行ってください。

③自動登録されたメールアドレスに本登録完了のメールが届く
登録したメールアドレスに本登録完了のメールが届きます。

④行方市からの配信情報が自動的に登録メールアドレスに届く

行方で暮らす

Uターン・Iターンを
歓迎します!

一定住支援制度がスタート

近年、少子化などによる自然減や若者の転出などによる社会減により、人口減少が社会問題となっておりますが、本市においても同様の要因により、毎年約400人もの人口が減少しております。

今後も本市の人口減少が進めば、社会活動や経済活動において大きな影響が出てくるものと考えられ、いかに対応していくことが本市の重要な課題となっています。

人口減少に歯止めをかけ、『活力のある行方市』とするための新しい施策のひとつとして、今年度より定住支援制度をスタートさせることとなりましたので、制度の概要をご紹介します。

【住宅取得補助金】

- 内 容** 定住を目的に、土地・住宅を取得して居住を始められる方などに対する補助
- 補助金額** ①土地・住宅の取得価格の2%（上限40万円）
②世帯員一人につき5万円 ※対象者の子3人目からは5万円加算
③市内業者による建築20万円（②+③の上限40万円）
- 対象要件** 補助金の交付申請時点で、満20歳以上満45歳以下の者が2人以上含まれること。
世帯に本市の市税又は税外収入金を滞納している者がいないこと。
※その他詳しい要件についてはお問い合わせください。

《新築で取得価格が2,000万円の住宅に居住を始める場合》

ケース	夫婦+子供一人	夫婦+子供3人	夫婦+子供一人 市内業者による建築
補助額	55万円	70万円	75万円

【固定資産税相当額一部補助金】

- 補助内容** 新築住宅に対する減額措置終了後、税額の1/2相当額を補助金として2年間交付
※対象要件については、住宅取得補助金と概ね同様です。

【水道料金等相当額一部補助金】

- 補助内容** 本市の上・下水道に加入し接続した人に、使用料の1/2相当額を補助金として3年間交付
※対象要件については、住宅取得補助金と概ね同様です。

空き地・空き家の登録制度を開始します!

行方市では、定住支援施策の一環として、平成23年度から、空き地・空き家の登録制度を開始いたします。この制度は、市内に存する「空き地・空き家」について、売買又は、賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた情報（個人情報を除く）を、利用を希望する人に紹介するものです。現在公開に向けた準備作業を行っておりますので、情報をお持ちの方は、企画政策課までご連絡ください。

企画政策課（麻生庁舎）TEL 0299-72-0811

平成23年度

なめがた元気補助金交付団体が決定しました!!

行方市では、地域活動応援プランとして市民提案型まちづくり事業補助金「なめがた元気補助金」を新たに創設しました。昨年10月から2カ月間の募集期間に応募された事業について「行方市補助金検討委員会」において公益性、協働性、実現性などについて審査を行い、初年度となる平成23年度は、下記の6団体に対し補助金の交付が決定しました。

また、平成24年度の補助対象事業についても、9月以降に募集を予定しています。

～ 平成23年度交付対象事業 ～

事業名：自然活用型の収穫体験（手賀ふれあいの森を守る会）

ボランティア会員が連携し、地域活性化に向けて手賀ふれあいの森を利用した収穫体験や除草作業・巡視活動等を行い、森林保全と地域及び公園のPRに取り組む。



事業名：少年野球交流会（北浦ペガサススポーツ少年団）

行方市内の少年野球チームが連携し、近隣自治体のチームと交流するための大会及び野球教室を自主開催し、スポーツを通じた子供達の心身の健全育成と少年野球の積極的な普及・イメージアップを図る。

事業名：市民ボランティア図書館（なめがた文庫）

民間事業所の一部を図書館として利用し、地域交流の場を提供することで読書環境の整備を図る。また、地域の図書を愛好する人たちの輪を広げ、市民ボランティアの育成を目指す。



事業名：情報誌「りあんめーる」の発行（りあんめーる編集室）

地域と学校をつなぐ地域情報誌「りあんめーる」の発行を通じて、地域・学校・保護者（母親）がつながりを持ち、情報を共有することで地域ぐるみの子育てや子どもたちが将来にわたり愛着をもつ地域づくりに取り組む。

事業名：里山保全地ビオトープ整備事業（行方風土記の里づくりの会）

子供達の自然学習や地域住民の憩いの場として、地域資源を活かし湧き出る清水を利用したビオトープを造ることで、自然の保全保護に努めながら地域の活性化に取り組む。



事業名：花で彩るまちづくり（花で彩るまちづくりスタッフ）

「花のまち なめがた」を目標に、ガーデニングや緑化推進の活動に取り組むことで、潤いと活力ある市民生活と地域の活性化に繋げ、将来的な行方市のイメージアップを目指す。

企画政策課（麻生庁舎）TEL 0299 (72) 0811

地上デジタル放送臨時相談会

— 6月16日（木）から 8月27日（日）まで —

今年7月24日（日）、テレビのアナログ放送が終了し、地上デジタル放送（以下、「地デジ」。）に完全に移行されます。

7月24日（日）以降、地デジの受信対応がお済みでない場合は、テレビを見ることができなくなります。

このたび、『総務省 | 茨城県テレビ受信者支援センター（デジサポ茨城）』では、住民の皆様がスムーズに地デジに移行できるよう、**臨時相談会を、麻生公民館・北浦公民館・玉造公民館の3会場で開催いたします。**

開催日は、左頁のカレンダーでご確認ください。

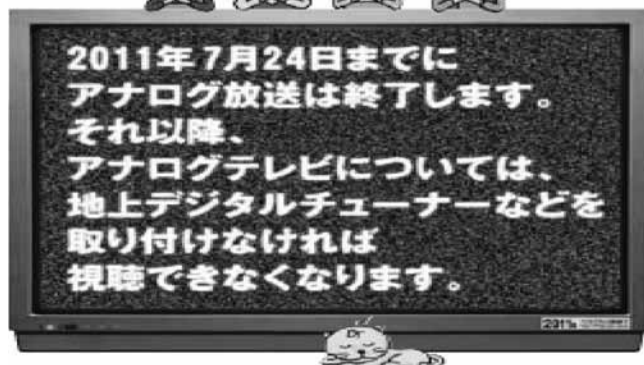
相談会では、地上デジタル放送を受信するために必要な情報のほか、

- 地上デジタル放送を見られるようにするにはいくら掛かるの？
- 今のアナログテレビをそのまま使って見るにはどうすれば？
- 『UHFアンテナ』に交換しないと見られないって聞いたけど？
- アンテナをどこに向ければ、地上デジタル放送を受信できるの？

など、ご自宅やお住まいの地域で地上デジタル放送を受信するための具体的な相談に『デジサポ茨城』の専門スタッフが対応いたします。また、状況により簡易受信確認も実施いたします。

但し、申込み多数の場合、翌日以降となります。

※相談会の事前予約は必要ありませんので当日はお気軽に会場へ足をお運びください。



○暫定衛星対策（衛星セーフティネット）の支援について

アナログ放送を視聴できていた方々がテレビを視聴できなくなることを防ぐため、暫定的難視聴対策事業を実施しています。（運営：社団法人デジタル放送推進協会）

本事業の対象地区は「地デジ難視聴対策衛星放送の対象リスト（ホワイトリスト）」に掲載され、利用者からの申込みにより、衛星放送（東京のNHK及びキー局の地デジ番組）を視聴いただくことができます。また、衛星放送の受信に必要な最低限の設備整備を一定の条件のもと支援します。この工事に最低約1ヵ月を要します。

地上アナログ放送が終了する平成23年7月24日（日）までに対応を完了するためには、できる限り早期に申込み等を行っていただくことをお願いいたします。また、**地デジのアンテナ工事を実施しても視聴できない場合などには、デジサポの訪問調査により本事業の対象となる場合がありますので、早期にデジサポ（Tel 029-307-0101）へお問い合わせをお願いします。**

【暫定衛星対策（衛星セーフティネット）の支援についてのお問い合わせ先】

地デジ難視聴対策衛星放送受付センター

☎：0570-082200（ナビダイヤル）（IP電話等からは045-345-0522）
平日：9時から21時まで 土・日・祝日：9時から18時まで

「地上デジタル放送臨時相談会」

－ 6月16日(木) から 8月27日(日) まで －

◇開催場所及び開催日時◇

2011年6月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
			麻生公民館 1F ロビー (10時～午後4時)			
20	21	22	23	24	25	26
			北浦公民館 1F 講義室 3 (10時～午後4時)			
27	28	29	30			
			玉造公民館			

2011年7月						
月	火	水	木	金	土	日
			6/30	1	2	3
			玉造公民館 1F 談話室 (10時～午後4時)			
4	5	6	7	8	9	10
			麻生公民館 1F ロビー (10時～午後4時)			
11	12	13	14	15	16	17
			北浦公民館 1F 講義室 3 (10時～午後4時)			
18	19	20	21	22	23	24 ※地デジ移行日
			玉造公民館 1F 談話室 (10時～午後4時)			
25	26	27	28	29	30	31
			麻生公民館 1F ロビー (10時～午後4時)			

2011年8月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
			北浦公民館 1F 講義室 3 (10時～午後4時)			
8	9	10	11	12	13	14
			玉造公民館 1F 談話室 (10時～午後4時)			
15	16	17	18	19	20	21
			麻生公民館 1F ロビー (10時～午後4時)			
22	23	24	25	26	27	28
			北浦公民館 1F 講義室 3 (10時～午後4時)			
29	30	31				

【地上デジタル放送臨時相談会に関するお問い合わせ先】

総務省
茨城県テレビ受信者支援センター
(デジサポ茨城 相談会グループ)

TEL 029-303-2601
 (平日/午前9時から午後6時まで)

電話による相談も受け付けております



旧復災害 支 援

災害により被害にあわれた方は各種減免制度に該当する可能性があります。詳細は各問い合わせ先にご確認ください。

保育所保育料 放課後児童クラブ・降園後保育会費

■対象者

全壊・半壊の被害にあわれた方

■減免額

全壊→全額減免

半壊→2分の1減免

※保育所保育料、放課後児童クラブ・降園後保育会費とも同様です。

■減免の期間 4月～9月分

■必要書類

申請書、り災証明書、印鑑

■手続き窓口

社会福祉課子育て支援室（玉造庁舎）

■問い合わせ

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299・55・0111

児童扶養手当の災害等に 係る所得制限の特例措置

■対象者

受給者本人又は同居の血族（扶養義務者）（以下「受給者等」という。）の所有する住宅や家財などがおおむね1/2以上の損害を受けたとき、平成23年3月から平成24年7月までの手当について、受給者等の所得制限を適用しない特例措置があります。



ただし、受給者等の平成23年中の所得が確定し、児童扶養手当法で定める所得制限限度額を超過した場合は、支給を受けた分を返還していただくことになっていきます。

■申請方法
申請できるかどうかを社会福祉課児童扶養手当担当へ電話でお問い合わせください。その後、申請についてご案内いたします。

■申請場所
社会福祉課（玉造庁舎1階）

■申請日時

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日は除く）

■必要書類

・児童扶養手当被災状況書
（社会福祉課に備えてあります）

・り災証明書

・被害を受けたことが分かる写真2枚
（全体と細部が分かるもの）

・印鑑

■問い合わせ

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299・55・0111

所得税の減免についての 説明会を開催します

住宅等に損害を受けた方は、震災特例法の施行により、平成22年分の所得税の全部又は一部を軽減することができます。



税務署では相談に応じておりますが、次の日程で行方市で相談会が開催されます。

■日時 6月27日（月）～30日（木）

午前9時～午後4時

■場所 麻生保健センター

■手続き 平成22年分について所得税の軽減を受けるためには、平成22年分の確定申告書を提出する必要があります。

す。なお、既に平成22年分の確定申告がお済の方は、「更正の請求書」を提出していただく必要があります。

■必要な書類

平成22年分で雑損控除を受けられる方は、次の書類をご用意ください。

①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの

②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの

③被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの

④市から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その写し

⑤還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名及び口座番号の分かるもの

⑥既に平成22年分所得税の確定申告書を提出されている方は、その控え。

確定申告書を提出していない方は、平成22年分の所得金額や所得控除額の分かるもの（源泉徴収票や保険料控除証明書）

（注）上記の書類がない場合には、職員にご相談ください。

■問い合わせ

潮来税務署

☎ 0299・66・6931

震災時の 法律問題

Q & A

Q 地震により、隣の土地との境界の壁が崩壊してしまいました。この場合、どちらの費用で新たな塀をつくるのでしょうか。

A 自己の敷地内であれば自己負担で自由に塀を作ることができます。境界上に塀をつくる場合は原則として、隣人と等しい割合の費用負担で作ることになります。

Q 隣家のブロック塀が建築工事の瑕疵（ミス）により地震で倒壊したため、私の自宅の一部が倒壊してしまいました。このような場合、誰にどのような請求をできるのですか。

A 震度5程度の地震でブロック塀が倒壊したのであれば、ブロック塀を所有する隣家や工事をした請負業者に損害賠償（不法行為）を請求することが考えられます。

Q 地震に便乗し、悪質商法に気付かず、ガス会社の社員を名乗る者から警報機の購入契約を結んでしまいました。

A 代金を支払う必要はありません。8日間以内に配達証明付きの内容証明郵便でクーリングオフ（契約解除）の意思表示をしてください。既に代金を支払っている場合でも、代金の返還を請求できます。

弁護士、佐藤力さんが無料で法律相談に応じてくれます。相談したい方は市社会福祉課までお問い合わせください。

【問い合わせ】
社会福祉課 ☎ 0299-55-0111

市内放射線量の測定を 開始しました

行方市ではこれまで放射線観測地点がありませんでしたが東京電力福島第1原発事故を受け、茨城県による放射線モニタリング車を使用した放射線量の測定が開始されました。麻生庁舎駐車場で第2、第4水曜日に測定を行い、翌日には茨城県、行方市のホームページに掲載されるほか行方市メールマガジンでの配信も行います。そのほか環境放射線モニタを使用した

測定による記録を行っているほか、市内小中学校の一部でも火・金曜日に測定を行っています。健康に影響のある値は測定されていませんが、今後も継続的に計測を行い情報を公開していく予定です。

【問い合わせ】

総務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811



モニタリングカーで放射線量を測定

「避難区域」や「屋内退避区域」 から避難されている方へ

原子力発電所事故に伴い「避難区域」や「屋内退避区域」に指定された地域にお住まいの方々に、避難による損害への充当を目的として「仮払補償金」をお支払いすることになりました。

【問い合わせ】

福島原子力補償相談室
☎ 0120-926-404
<http://www.tepco.co.jp/baraki/index.html>

節電のお願いです。

電力の供給が大幅に落ち込んでいます。節電へのご協力をお願いいたします。

【節電のためのアクション！】

- エアコンの設定温度を下げる
エアコンを止める
- 身の回りの余分な照明を消す。
- 電力消費がピークとなる8時～11時頃、18時～21時頃の使用を控える。

第3回 なめがた狂歌 ～作品募集～

—あなたの狂歌が、歌碑になります。

日常の出来事や、社会風刺、心のつぶやきなどを、あなたの言葉で五七五七七のリズムにのせて狂歌を作ってみませんか？テーマは、自由です。皆様のご応募をお待ちしております。募集要項及び応募用紙は、各庁舎（総合窓口課）及び公民館など市内の公共施設においてあります。また、行方市ホームページでもダウンロードできます。



【応募条件】

- ①作品は、本人が創作した未発表のものに限ります。
- ②作品等の文字は、楷書ではっきりと書いてください。
- ③漢字には、「ふりがな」をつけてください。
- ④応募作品は、自由吟・課題吟の別は問いません。（課題吟の本歌選択は自由とします。）
- ⑤応募作品は、返却いたしません。
- ⑥入選作品の発表や使用に関する権利は、行方市に帰属するものとします。
- ⑦応募は、一人3首までとします。
- ⑧応募資格は問いません。

【応募方法】

- 「はがき」で応募の場合
「はがき表面」 〒311-1704 行方市山田 2175
行方市教育委員会 生涯学習課 「なめがた狂歌」係
「はがき裏面」 自由吟の場合：作品
課題吟の場合：作品・本歌
〒・住所・氏名ふりがな・年齢・電話番号・職業（学校名学年）
- 「応募用紙」で応募の場合
各庁舎及び各公民館等に設置の応募箱へ
- FAXで応募の場合
北浦公民館 FAX番号：0291-35-3773
- Eメールで応募の場合
name-shogaku@city.namegata.lg.jp へ送信

【応募料】 無 料

【応募期間】

6月1日（水）～7月8日（金）

※当日消印有効

【発表と賞状授与式】

入賞・入選者全員に、審査結果を郵送にてお知らせします。

②賞状授与式

期日 平成23年9月18日（日）

場所 霞ヶ浦ふれあいランド

③歌碑除幕式（賞状授与式終了後）

期日 平成23年9月18日（日）

場所 霞ヶ浦ふれあいランド

④入選作品は、「作品集」として刊行し入選者には無料配布

⑤行方市報及びホームページ上で審査結果発表

【応募・問い合わせ先】

〒311-1704 行方市山田 2175
行方市教育委員会 生涯学習課
「なめがた狂歌」係
TEL：0291-35-2908
FAX：0291-35-3773

放課後児童クラブ・降園後保育指導員 夏季臨時職員募集

- 応募資格** 高卒以上の方
- 指導内容** 子どもたちへの生活全般の指導、遊びを中心とする保育及び安全の確保
- 雇用期間** 小学校・幼稚園の夏季休業中
(7/21～8/31)
- 勤務日数** 週4～5程度
(休業日 土日及び8/12～16)
- 勤務時間** (午前) 7:45～13:00
(午後) 13:00～18:00
- ※半日勤務が基本ですが、1日勤務となる場合があります。

- 時 給** 774円
- 募集人員** 15名程度
- 採 用** 電話等でご連絡ください。後日、面接を経て採用を決定します。
※面接時に履歴書が必要となります。
- 申込期間** 6月1日（水）～6月30日（木）
- 問い合わせ**
社会福祉課（玉造庁舎）
TEL 0299-55-0111



**市独自で7月1日から小学6年生まで
マル福が拡大されます。**

社会福祉課 ☎ 0299 (55) 0111

現在、医療福祉費支給制度（マル福）は小学校3年生までの小児を対象に行っていますが、7月1日から、行方市単独で小学6年生までが対象となります。

※マル福を請けるためには申請が必要になります。

○助成の内容

外来の場合、1つの医療機関で1日600円（600円未満の場合はその額）を月2回まで、入院の場合は1つの医療機関1日300円、月3千円までを自己負担していただき、それを超える分はマル福で負担します。薬局での自己負担はなく、全額をマル福で負担します。

※入院時の食事代は、助成対象となりません。

○所得の制限

この制度を請けるには、扶養人数などによって定められている所得制限があります。

◇小学4年～小学6年生で障害者マル福受給者証をお持ちの方、または小学4年～小学6年生でひとり親マル福受給者証をお持ちの方は、現在の受給者証を引き続き使用できますので申請は必要ありません。

◇学校等での負傷については、学校等で加入する「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が優先となります。



税金のお知らせ

今月の税金

市・県民税 第1期
納付期限（口座振替日）
は6月30日です。

**固定資産税（1期）・軽自動車税（全期）の納付はお済でしょうか。
（納付期限5月31日）**

市税等（固定資産税・軽自動車税・市県民税・国民健康保険税）は、市の行政運営の貴重な財源となっています。期限内の納付をお願いします。納期限までに税金を納めないと「滞納」となってしまいます。滞納となると本来納めるべき税額のほかに、延滞金や督促手数料を納めていただくことになりますので、税金の納め忘れにご注意ください。

口座振替納税をご利用ください

市税等は、電気や水道などの公共料金と同じように口座振替で納付することができます。納め忘れがなく、納税のために金融機関などへ出向く必要がないので安全で便利です。

○ご利用できる金融機関

常陽銀行、なめがた農業共同組合、筑波銀行、佐原信用金庫、水戸信用金庫、郵便局

○申請するためには

申請書類は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局、市役所収納対策課又は総合窓口課の窓口にございます。

**市税はコンビニエンスストア
でも納付できます**

市税等をコンビニエンスストア（コンビニ）で支払うことのできる『コンビニ収納』を始めています。

市内はもちろんのこと、市外のほとんどのコンビニでバーコードが印字された納付書で納入することができます。（30万円以下、手数料はかかりません）

コンビニ用納付書で納付されたいときは、収納対策課へご連絡ください。



24